

公益社団法人日本地下水学会寄附金取扱規程

平成 23 年 4 月 23 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下「この法人」という。）が寄附者から金銭（以下「寄附金」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

第 3 条 寄附者からこの法人に対し別途定める寄附金申込書により寄附の申入れがあったときは、寄附内容を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、原則として理事会の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に別途定める寄附金受入書を送付する。

4 寄附金申込書には、次のような事項を記載する。

①寄附者の住所・氏名

②寄附金の額

③寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。

④その他必要事項

5 寄附金を受領したときは、寄附者に対し領収書を発行する。

(附則)

第 4 条 この規程の制定もしくは変更は、理事会で決定する。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 条 この規程は、制定もしくは変更のあった日から施行する。